

生産行程管理業務規程

作成日：平成28年3月29日

改定日：平成31年4月1日

1 作成者

ヤマグチケンヤマグチシオゴオリシモゴウ

住所（フリガナ）：(〒754-0002) 山口県山口市小郡下郷 2139 番地

ヤマグチケンノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：山口県農業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 金子 光夫

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-yag.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等：ごぼう

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：美東ごぼう（ミトウゴボウ）

4 明細書の変更

山口県農業協同組合は、法16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行う。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

品種については、出荷の際、生産者に「ごぼう栽培・防除日誌」を提出させ、山口県農業協同組合は、これを確認することで生産者が栽培品種を遵守しているか確認する。

(2) 栽培方法の確認

生産者は出荷の際、土壌改良の状況、播種から収穫に至るまでの栽培管理及び出荷作業等を記載した「ごぼう栽培・防除日誌」を山口県農業協同組合に提出する。山口県農業協同組合は、その記載内容を確認する。

山口県農業協同組合は、「美東ごぼう圃場台帳」を整備し、同一ほ場でごぼうを4年以上栽培していないことを確認する。

また、山口県農業協同組合は、栽培ほ場を生育時に巡回し、栽培方法を遵守しているか否かを確認する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

山口県農業協同組合は、出荷前に生産者を集め、目合わせ会を開催し、栽培方法と出荷規格について生産者の意識統一を図る。美東ごぼうの選果は、共選のものは、山口県農業協同組合美東集出荷場において行うこととし、この際(1)及び(2)の記録を確認するとともに、山口県農業協同組合の販売担当者が、出荷規格の遵守と最終製品を確認する。個別出荷について

は、生産者は、出荷規格に従った出荷になっているか確認を行い、その結果を「登録標章使用出荷実績簿」に記載し、出荷期間終了後、山口県農業協同組合に提出する。山口県農業協同組合は出荷期間中、当該生産者に対し出荷規格に従った出荷になっているか現地調査を行い確認する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 生産地、品種及び栽培の方法について

山口県農業協同組合は、生産地、品種及び栽培方法に従った生産が行われない場合は、当該生産者に対し警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合は、山口県農業協同組合は当該生産者に対し「美東ごぼう」としての出荷の停止を命じ、当該組合員の資格を停止することもできるものとする。

### (2) 出荷規格について

山口県農業協同組合は、出荷規格に従った出荷が行われていない場合には、当該生産者に対し警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合は、山口県農業協同組合は当該生産者に対し「美東ごぼう」としての出荷の停止を命じ、当該組合員の資格を停止することもできるものとする。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 山口県農業協同組合は、生産者に対し、地理的表示である「美東ごぼう」及び登録標章の適正な使用について、前記5の(3)の確認の際に、生産地、品種、栽培方法、出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているごぼうについてのみ、地理的表示である「美東ごぼう」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「美東ごぼう」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの(包装資材)についても確認する。

なお、個別出荷に関しては生産者は、地理的表示等の使用実績を「登録標章使用出荷実績簿」に記載し、出荷期間終了後、山口県農業協同組合に提出する。山口県農業協同組合はその内容を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。

(2) 山口県農業協同組合は、前記5の(3)の確認の際に、以下のごぼうがあるか否かを確認する。

①生産地・品種・栽培方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないごぼうであるにもかかわらず、地理的表示である「美東ごぼう」及び登録標章が使用されているごぼう。

②地理的表示である「美東ごぼう」のみ使用されているごぼう。

③登録標章のみが使用されているごぼう。

④地理的表示である「美東ごぼう」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているごぼう。

## 8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 山口県農業協同組合は、前記5の(3)の目合わせ会において地理的表示である「美東ごぼう」及び登録標章の使用について周知徹底を図る。
- (2) 山口県農業協同組合は、前記5の(3)の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対して警告を発し是正を求める。なお、警告を受けた後これに従わない場合は、当該生産者に対し「美東ごぼう」としての出荷の停止を命じ、当該組合員の資格を停止することもできるものとする。
  - ①生産地・品種・栽培方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかをたしていないごぼうであるにもかかわらず、地理的表示である「美東ごぼう」及び登録標章を使用している場合。
  - ②地理的表示である「美東ごぼう」のみが使用されている場合。
  - ③登録標章のみが使用されている場合。
  - ④地理的表示である「美東ごぼう」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合。

## 9 実績報告書の作成等

山口県農業協同組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し農林水産大臣に提出するものとする。

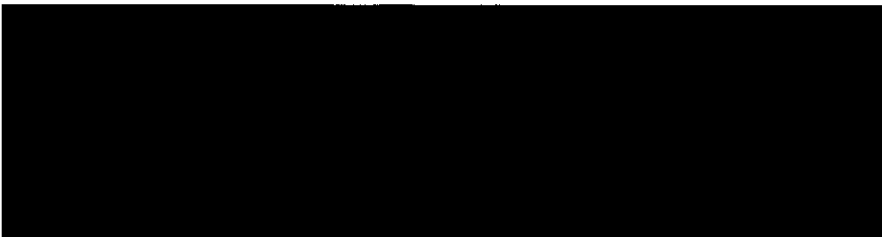
- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料  
山口県農業協同組合が作成した
  - ① 美東ごぼう登録標章使用出荷実績台帳
  - ② 美東ごぼう地理的表示確認検査記録簿
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

山口県農業協同組合は、前記9により作成提出した書類に加え以下の書類を、山口県農業協同組合の主たる事務所である山口県農業協同組合・美東営農センターに、提出日から5年間保存する。

- (1) ごぼう栽培・防除日誌
- (2) 美東ごぼう圃場台帳
- (3) 美東ごぼう 登録標章使用出荷実績簿

## 11 連絡先







ごぼう栽培・防除日誌(年度)

確認日	生育時	出荷前
担当者		
役席者		

提出日
-----

栽培日誌

生産部会名	美真町ごぼう生産組合	生産者番号	
品名	美の川	栽培地(番号)	
種類	美の川	面積	
作業名	播種	備考	
前掲	播種日	面積	
	作業名	備考	
	面積	備考	
	作業名	備考	
	面積	備考	

■投入資材(農業は除く)

施用月日	コード	施用量	資材名	備考	生産者点検
月 日		kg	堆肥		
月 日		kg	BMようりん		
月 日		kg	成酸苦土石灰		
月 日		kg	燐加安44号		
月 日		kg	燐加安V550		
月 日		kg	ロング424		
月 日		kg	LPN600		
月 日		kg			
月 日		kg			

■資材コード(肥料)

コード	資材名
01	堆肥
02	BMようりん
03	成酸苦土石灰
04	燐加安44号
05	燐加安V550
06	ロング424
07	LPN600
08	
09	

■資材コード(農業)

コード	資材名	コード	資材名	コード	資材名
01	トリアノサイド乳剤	10		19	
02	ダイアジン粒剤5	11		20	
03		12		21	
04		13		22	
05		14		23	
06		15		24	
07		16		25	
08		17		26	
		18		27	

※美真ごぼう産地内に記載されている農薬を使用すること

防除日誌

農薬使用
使用
未使用

使用の方 ↑

対象病害虫名	資材コード	防除・使用記録			生産者点検	JA点検
		累計	1回目	2回目		
		回数	希釈倍数・処理量	希釈倍数・処理量	希釈倍数・処理量	
		回	月 日 倍	月 日 倍	月 日 倍	
		回	月 日 倍	月 日 倍	月 日 倍	
		回	月 日 倍	月 日 倍	月 日 倍	
		回	月 日 倍	月 日 倍	月 日 倍	

※本枠で囲まれた所に各生産者が記入してください。  
 ※資材コードがない農薬を使用される場合は、JA又は農林事務所にお問い合わせください。  
 ※記入の仕方がわからない場合は、JAへお問い合わせください。



















